

明治維新时期における藩校運営の移行過程に関する一考察

—東北地方の藩校を中心に—

佐藤 愛 未

※地域創成学科

はじめに

日本において近代学校制度である「学制」が公布されたのは、明治五年（一八七二）八月のことである。この制度は前年の廃藩置県の直後に置かれた文部省によって、全国に実施する学校制度を確立するための準備が進められた。これにより、欧米先進国の教育制度を参考にしつつ、日本の近代教育の基礎が置かれたのである。

しかし、それ以前にも日本には教育の場として、近世後期に発展した寺子屋・私塾、そして、各藩に置かれた藩校などの教育機関が設けられていた。それらが独自に発展し、当時の教育基盤を作り上げ、各藩に必要な人材育成を行ってきた¹。

当該期は、慶応四年（一八六八）の戊辰戦争を経て、地方制度も大きく一新されることとなる。当該期の地方制度²の変革に伴い、府藩県の職制ほか、藩政改革などが実施され組織や体制が変化していった。その改革のなかで、教育政策に着手している府藩県も存在し、これを踏まえると廃藩置県の後、この学制が公布されるまでの間、各藩の教育はどのように行われていたのだろうかということが疑問としてあがる。上記の点において、戊辰戦争の戦禍となり、早くから県や藩が混在していた東北の藩を中心とする教育政策について、明治五年前後の各状況を確認し、学制が公布される前後の様相を考察していく。

そのため本稿では、各組織における教育政策の継続および、終了を確認する基礎的な分析となるため、各藩校における教育内容や、

藩校教育によつてもたらされる成果などについては、先行研究や別稿へ譲ることとしたい。

一 明治初年における教育政策

(1) 新政府による明治初年の教育政策と東北

慶応四年（一八六八）九月八日に年号が明治と改められ、新政府の基で本格的に諸政が一新された。後述する府藩県三治制、版籍奉還、廢藩置県などの地方制度の一新により、教育制度や方針も一変することとなる。

維新当初の教育政策を確認していくと、慶応四年三月十二日に「学舎制」を政府内部に示し学習院の再興³、同年六月には「大学校」の設立を達し、昌平坂学問所と開成所、医学所を改変することとした⁴。そして、明治元年九月十六日皇学所・漢学所の創建⁵を中心に高等教育機関の整備が先んじて行われた。

一方、小学校及び中学校については、そこから少し遅れること同二年二月五日に発布された「府県施政順序」の一条「小学校ヲ設クル」事⁶にて、小学校教育の内容と必要性に触れている。また、三月二十三日に出された布告⁷にて全国へ小学校の設置を達した。

布告

庠序之教不備候テハ政教難被行候ニ付、今般諸道府県ニ於テ小学校被設人民教育之道洽ク御施行被為在度思召ニ候間、東北府県速ニ学校ヲ設ケ御趣意貫徹候様、尽力可致旨被仰出候事

但学校取調トシテ、東京学校ヨリ人撰ヲ以差向候間、商議可
致事両城又
両学校

三月

行政官

昌平校同二年二月日關

東北諸国皇化ニ非不服然レトモ昨年ノ如ク奥羽士民方向ニ迷候モ畢竟文教未開故ニ候是ニヨリ所在府県新ニ学校ヲ設政教不岐維新之化ヲ以風習ヲ不変致候様被遊度叡慮ニ候間別紙書付相達候ニ付早々学校可被取建候且学校取調御用被命候者大
学校ヨリ被差向候ニ付可有商議候也同學校
二年二月（以下略）

これより、戊辰戦争後の東北においては、奥羽の士族や庶民たちが路頭に迷い、教育の道も未だ開けていないことから、府県には新たに学校を設け、政治と教育を分けず風習を一新していくという考えが新政府にはあったようである。

しかし、同二年六月十四日に昌平学校に対して次のような達しが出される。

昌平学校へ達

府県学校取調之儀学校へ被仰付候処此度民部官御設ニ相成府県事務総テ右官ニ於テ御規則相立候間府県学校取調之儀御取止ニ相成候事校誌又
同部

民部官同二年六月日關

今般政教一致ノ御趣意ヲ以十三州府県ニ小学校取建候様御布告相成右取調トシテ昌平校ヨリ出役ノ者夫々被差立候旨御決議相成候処東北諸県ノ儀ハ兵乱ノ余未綏撫之道モ行届兼且施

政ノ順序ハ其地之事情ニヨリ前後見込ノ次第モ有之候儀ニ付

前頭郷学取建方之儀ハ一切知県事へ御委任相成緩急其其時宜

ニ随ヒ為取計候方可然奉存候ニ付右昌平校ヨリ取調役人被差

立候儀ハ先々御差止相成候様仕度此段奉同上候^{二月六日}

この達しは、前掲した同年三月にだされた小学校設置について、各府県に關わる業務は民部官に移管されるため、昌平学校が行っている府県学校取調も取りやめるようにという内容である。そして民部官からの伺で、東北諸県のことについて触れている。東北諸県は戊辰戦争によって未だに「綏撫」も行き届かず、施政の順序は諸県の事情によって前後し小学校設置、郷学の設置はすべて知県事に委任する、という内容のものであった。

明治初年における東北地方の郷学設置について、当該期に郷学を設置した中村藩(相馬藩)を紹介する。明治三年に七ヶ所の郷学を設置して土庶に關係なく一般入学を許可し、庶民教育を行った。その他にも郷学の設置をしている藩、そして藩校でも庶民教育にも着手している教育が看取される。なお、そのほか東北地方の郷学設置および教育内容については、別稿へ譲ることとしたい。

以上をふまえると新政府のなかでは、当初東北地方の小学校設置を含む、教育政策が急務の課題と考えられていたが、明治二年段階ではまだまだ戊辰戦争からの復旧は間に合っておりならず、教育に対しても、知県事や知藩事へ一任されていったのではないかと推察される。

(2) 東北におかれた藩校

前項をふまえると、新政府では東北地方の教育政策を推進したいという考えであったが、当時の状況を考えると早急に対応することは困難であり、知県事へ一任されている。これは、明治二年六月の段階での伺いであるが、同月には全国諸藩が版籍奉還を願ひ出て許可されている(東北地方の版籍奉還の状況は後述)ことから、東北諸藩においても、教育方針は知藩事に一任されていたと考えられる。そこで、諸藩での教育政策の状況をおさえていきたい。

諸藩教育の代表として挙げられるのは藩校であるため、その前提として藩校の成立について触れていく。

藩校とは、藩学・藩学校・藩塾などとも呼ばれ、江戸時代より明治四年(一八七二)の廃藩置県に至るまで、諸藩が主として藩士の子弟を対象に運営した教育機関を指す。藩校の創立時期と時代背景としては、大きく四つの時期に分けることが出来る。

①近世中期頃、武断政治から文治政治へ政治が移行していくことで、文化・教育に重点が置かれるようになり、幕府では儒学を奨励する動きが生まれていく。各藩主もそれに倣ったことから、この時期に儒学を学ぶために置かれた施設が藩校の前身にあたり、それが藩政改革などを経て徐々に発展していった。

次の②近世後期では、飢饉などによる不安定な社会情勢が関係しており、全国諸藩で財政難の打開などをめざして藩政改革を実施している。その一環として、藩士の人材育成のために家臣・藩士の子弟の教育が必要とされたため、藩校を設立したり、もともとあった

教育施設が整備されるようになっていった。

それを受けて、③幕末期には、学問・兵法などの西洋化が進められていく。これは、内憂外患の時勢に伴い、藩の財政難の打開は勿論のこと開港により諸外国(特に欧米列強)の学問・兵法などを盛んに学ぶ動きがあり、主に武芸修練が重視される傾向が強くなったといえる。当該期は、私塾も発展し、諸国の藩校へも遊学して技術や知識を学ばせる藩も多くあった。

そして、④明治初期、戊辰戦争の終結とともに、本格的な教育の近代化が奨励されることになり、外国語・西洋の学問を主体とする教育へと大きく変化していく。

これらの時期の藩校が設立した年代を一覧にしたものが、【表1】である。

では、近世期における東北諸藩の藩校設置状況はどのようなものだったのだろうか。当該期、陸奥国・出羽国には約五十五もの藩があった。

【表1】藩校開設時期

	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
寛文-貞享 (1661-1687)	2				1		2	4
元禄-正徳 (1688-1715)			2	3		1		6
享保-寛延 (1716-1750)	2	3	2	3	4	2	2	18
宝暦-天明 (1751-1788)	7	2	10	5	9	2	15	50
寛政-文政 (1789-1829)	11	15	15	20	7	7	11	87
天保-慶応 (1830-1867)	5	14	16	13			2	50
明治元-4年 (1868-1871)	6	11	7	13	1		1	36
不明		4						4
合計	34	49	52	57	22	12	33	255
藩校の存在不明の藩	1	4	5	2	5	3		21

【国史大辞典】(藩校の項目)

(出典:『国史大辞典』吉川弘文館、『日本教育史資料集』1 文部省、大石学編『近世藩制・藩校大辞典』吉川弘文館、『福島県教育史』第1巻より作成)

その藩のなかで、廃藩置県があった明治四年(一八七二)までに藩校を設けたのは、三十四藩であり、全体の半数以上の藩が設置している【表2】。

ただ、特徴として明治期にも藩校が開校された藩、もしくは既存の藩校の教育改革を推進した藩があるということである。これは、東北だけにみられることなく、戊辰戦争後、藩政改革を実施した藩のなかで教育政策に着手したようである。組織や教育方針を改革し、時代に即して洋学などを取り入れ、教育方針を打ち出し藩士たちを中心とした教育を行った藩がいくつか見られた。こちらについて、次項では分析を加えていきたい。

(3) 明治初年の藩政改革と教育

まず、戊辰戦争後の藩及び地方政策については、廃藩置県までの藩の動向が大きく関わるためその整理してから本論にはいりたい。

明治初年、新政府によって地方制度が打ち出され、それまでの幕藩制とは異なる制度が採用される。慶応四年(一八六八)四月に出された政体書のなかに府藩県三治制が明記され、旧幕領は新政府の直轄地として府県が置かれ、藩については従来の所領統治をそのまま認めただけである。そのため、東北はまさに藩、県、そして「民政局」などが混在する地域となっていた。

その後、明治二年(一八六九)には、版籍奉還を願い出る藩が全国で相次ぐ。この時、東北ではおおよその藩が六月中に版籍を奉還しており、藩主が藩知事へと変わり、諸侯は華族とした。それによ

【表2】東北に置かれた藩校一覧

藩名	藩校名	創立年	西暦	藩主	廃校年	特徴
平藩	施政堂	宝暦6	1756	安藤信成		
	佑賢堂	文政年間	1818-1830	安藤信義		安政年間に文武学校と改称 中学校を設置
湯長谷藩	致道館	天保14年	1843	内藤政民		
		明治2年7月	1869	内藤政憲	明治4年廃校	
泉藩	汲深館	嘉永5年9月	1852	本多忠徳		
		明治3年	1870	本多忠紀	明治4年廃校	
白河藩	立教館	寛政3年	1791	松平定信		文政6年松平家移封により、桑名藩へ
	修道館	文政8年5月	1825	阿部正篤	慶応3年に棚倉へ	
棚倉藩	修道館	明治2年9月	1869	阿部正功	明治4年廃校	
守山藩	養老館	宝暦11年	1761	松平頼寛		明治3年常陸国松川藩へ
三春藩	講所(明徳館)	天明年間	1781-1789	秋田信季	明治5年廃校	明治5年養才義塾を設置し、小学校へ
中村藩(相馬藩)	育英館	文政5年	1822	相馬益胤		
	講所	延宝2年6月	1674	松平正経		
会津藩	東講所	天明8年	1788	松平容頌		
	日新館	寛政11年	1799	松平容頌	慶応4年戊辰戦争時焼失	
二本松藩	(名称不明)	元禄年間	1688-1704	丹羽長次		
	教学館	文化14年	1817	丹羽長高		維新後運営されず
福島藩	講学所	文政年間	1818-1830	板倉勝俊		明治元年に三河国重原へ復封にともない藩 学も移転、明治2年に開明官舎が置かれる。
下手渡藩	修道館	安政4年9月	1857	立花種基		明治元年に三池復封後、三池藩学へ
石岡藩(長沼領)	興風館	明治2年8月	1869	松平頼策	明治3年廃校	旧常陸府中藩
	学問所	元文元年11月	1736	伊達吉村		
仙台藩	養賢堂	明和8年3月	1771	伊達重村		
		文化7年	1810	伊達周宗		
一関藩	教成館	慶応年間	1865-1868	伊達慶邦		
		天明3年12月	1783	田村村資		
盛岡藩	御稽古所	元文5年	1740	南部利規		
	明義堂	天保11年8月	1840	南部利治		
八戸藩	学校	文政12年10月	1829	南部信真		
	学校	慶応元年	1865	南部信順		
黒石藩	経学稽古所	天保3年10月	1832	津軽順徳	明治2年名称変更(経学教授所→文武学校)	
	稽古館	明治2年	1869	津軽承叙		
弘前藩	稽古館	寛政8年6月	1796	津軽寧親		
		文化7年	1810	津軽寧親		
七戸藩	学校	明治2年	1869	南部信方	廃藩後閉鎖	
新庄藩	講堂	安永4年	1775	戸沢正親		
	明倫堂	安政5年	1858	戸沢正実		
鶴岡藩	学問所	文化2年2月	1805	酒井忠徳		
	致道館	文化13年9月	1816	酒井忠器		明治6年6月廃校
松嶺藩	一貫堂→里仁館	明治2年	1869	酒井忠匡		小学校設置後廃校
山形藩	敬道館	享和2年正月	1802	水野忠鼎		
	立誠堂	文化14年	1817	水野忠邦		
上山藩	天輔館	弘化2年	1845	水野忠精	明治5年廃校	明治3年廃藩後→山形県直轄「官立学校立誠堂」「山形学校立誠堂」へ
	明新館	文化6年	1809	松平信行		
米沢藩	典讓館	天保11年	1828	松平信宝		
		安永5年2月	1776	上杉治憲		
米沢新田藩	(不明)	寛政9年	1797	上杉治広		
		明治3年11月	1870	上杉茂憲		
長瀧藩	稽微館	(不明)		上杉氏		
天童藩	稽微館	明治元年9月	1868	米津正敏		同年11月藩主転封により上総へ移転
	学問所	文政11年5月	1828	織田信美		
秋田藩	明道館	養正館	文久3年7月	1863	織田信学	戊辰戦争で焼失→明治2年学舎新設
		(名称不明)	寛政元年9月	1789	佐竹義和	
秋田新田(岩崎)藩	勲典館	寛政5年7月	1793	佐竹義和		
		文化8年11月	1811	佐竹義和	明治期廃藩にともない廃校	
亀田藩	長善館	文政9年正月	1826	佐竹義厚		
		明治2年	1869	佐竹義理	廃藩後廃校	
本荘藩	修身館	天明6年正月	1786	岩城隆恕		
		明治2年	1869	岩城隆彰		廃藩置県後、廃校するも、その後は有志の 勉学の場となる
矢島藩	修身館	天明年間	1781-1789	六郷正泰		
	總教館	明治2年	1869	六郷政鑑		兵火により焼失後再建
松前藩	日新堂	安政年間	1854-1860	生駒親敬	明治4年廃藩	戊辰戦争で焼失後、移転
	徴典館	文政5年	1822	松前章広		
松前藩	文武局	明治元年	1868	松前修広	明治4年	

(出典:『国史大辞典』吉川弘文館、『日本教育史資料集』1 文部省、大石学編『近世藩制・藩校大辞典』吉川弘文館、『福島県教育史』第1巻より作成)

り、藩内の職制や組織も一新され、それに合わせて藩制改革を画策し、藩制の建て直しを模索するなかで、教育改革を推進する藩が出てくるのである。そのなかで明治四年の廃藩置県に至るまでの間、存続した藩校について各藩の教育改革を比較しながら確認をする。

当該期の藩校運営の状態について、多くの藩は幕末における内憂外患に備えた軍制改革、また戊辰戦争時は新政府軍との戦局に向け、藩校での教育を軍事練兵に特化していた藩¹⁰も少なくなかった。その後、東北戦争へ突入すると藩校の機能は一時停止もしくは閉鎖され、再開されたのは戊辰戦争が終結した後の明治二年頃が多かった。これには、二つの理由が考えられる。

一つは戊辰戦争の際に多くの藩が奥羽越列藩同盟に加盟していたため、その処分が下され、なおかつ明治二年正月二十日、薩摩、長州、土佐、肥後の四藩主による版籍奉還の建白提出により、それに続く諸藩も同様に版籍奉還の建白を願ひ出していた。その後、同年六月十七日新政府は、建白を出した諸藩の版籍奉還を許可し、各藩知事を任命している。東北諸藩の版籍奉還の状況を確認すると〔表3〕、大半が六月に版籍奉還を許可されている。そして、その許可とともに、新政府は藩知事に対していくつかの藩政改革の項目を達し、それを促している。そのため、この藩政改革に合わせて、教育改革にも着手する藩が多かったといえる。

【表3】東北諸藩の明治初年における状況一覧

藩名	改称後 移転先	移転・ 改称	新規	版籍奉還	廃藩置県 前に廃藩
平藩				M2.8/19	藩制改革あり
湯長谷藩				M2.6/23	M2教育改革あり
泉藩				M2.6/22	M2教育改革あり
棚倉藩				M2.6/19	
守山藩	松川藩	●		M2.6/22	M3.12/24藩庁移転、改称
三春藩				M2.6/19	
中村藩				M2.6/22	藩制改革あり
会津藩	斗南藩	●		M3.5/15	移転、斗南藩にて藩制改革あり。
二本松藩				M2.6/19	
福島藩	重原藩	●			移転
下手渡藩	三池藩	●			明治元年移転、下手渡領は継続支配。
常陸府中藩(長沼領)	石岡藩			M2.6/22	
仙台藩				M2.6/17	
一関藩				M2.6/20	藩制改革
盛岡藩	白石藩→盛岡藩	●		M2.6/17	● M3.7/10廃藩→盛岡県へ
八戸藩				M2.6/22	
黒石藩				M2.8/13	
弘前藩				M2.6/24	藩制改革
盛岡新田藩	七戸藩	●		M2.6/24	
新庄藩				M2.6/19	
鶴岡藩(庄内藩)	大泉藩	●		M2.7/22	
出羽松山藩	松嶺藩	●		M2.6/22	改称
山形藩	朝日山藩	●		M2.6/29	● M3.9/28山形県へ
上山藩				M2.6/20	
米沢藩				M2.6/17	藩制改革
米沢新田藩		●		M2.6/17	● M2.6月に米沢藩と併合
長瀧藩	大網藩→龍ヶ崎藩	●		M2.6/23	移転、長瀧領はM3.5/9に上知
天童藩				M2.6/22	
久保田藩	秋田藩	●		M2.6/17	
秋田新田藩	岩崎藩	●		M3.2/24	改称
亀田藩				M2.6/22	
本荘藩				M2.6/22	
矢島藩			●	M2.6/22	
松前藩	館藩	●		M2.6/24	版籍奉還後改称

(出典:松尾正人『廃藩置県』中公新書、『国史大辞典』吉川弘文館、『日本教育史資料集』1 文部省、大石学編『近世藩制・藩校大辞典』吉川弘文館、『福島県教育史』第1巻より作成)

そしてもう一つは、明治二年二月五日「府県施設順序」¹¹において、府県は小学校を置くべき事があげられている。

『日本教育史資料』を基に、明治二年〜三年の間に藩政改革を行った藩を確認し、なかでも戊辰戦争以前に運営していた藩校を基礎として教育改革を行った動向が追える藩がいくつか存在するが、

なかでも磐城平藩に注目して確認していく。

磐城平藩の教育政策¹²⁾だが、磐城平藩は宝暦六年の安藤信成が入封した際に、藩校である施政堂を設けていた。その施政堂では、漢学・武学が学ばれ、文久期には英式練兵法(のちに仏式)が学ばれていた。ただ、戊辰戦争後の明治二年に名称を改め「佑賢堂」とした。同年十月四日知藩事は卒族に対して「文武諸稽古ノ儀追テ御規則被仰出候迄ハ先従之通相心得可申事」とし、この時点においては、藩校は士族のみ入学が許可され、庶民はこれまで通り家塾等で学ぶというものだった。その後、十一月二十四日には佑賢堂内に中学校が設置され、士族卒族へ向けて布令では、「明二十五日四ツ時仮学問所開設ニ付士族卒族之向勝手次第出席可被致候事」とした。これにより、士族、庶民の区別ない教育機関が設置された。これに対して、その翌月四日と十九日の布令にて、教育方針について書かれている。

同年十二月四日令シテ日ク 文武ノ儀者朝廷奉仕ノ要務ニテ今
 般更ニ御引立ノ事ニ有之文学ノ儀ハ知事様ニ於テモ一際御励
 精ノ思召ニ付御藩士卒族ニ至ル迄年齢ニ不拘出席勉強可有之
 候就テハ其父兄ヨリモ厚申諭又老年ノ者ハ其身出席不致候共
 一類縁者ニ至ルマテ少年ノ者ヘモ能々申諭勉業致候様可被相
 諭候事但卒業ノ向多年御勝手御不如意ヨリ御手モ不被為届自
 然四書五経等ノ讀書迄ニテ打捨候儀ニ付当今確ト御差支ノ儀
 モ有之候間其頭支配ヨリ厚諭未タ年若ノ者ハ讀書習字共出精
 致候様可被相諭候事

明治二年十二月十九日知事ノ令ニ日ク 学校へ入学ノ輩ハ礼服

着用ニテ罷出可申事但教授ハ勿論局長以下官員へ可為廻勤事
 尤幼年ノ者ハ父兄或ハ親族之内可為同道事 年始暑寒教授以
 下へ廻勤可致事 途中諸師役々へ逢候節ハ勿論諸士ニ逢候テ
 モ格式相当手厚礼儀可致事 惣テ師範ハ勿論社中不恭之儀無
 之様可致候事

藩における教育は、「文武ノ儀者朝廷奉仕ノ要務ニテ今般更ニ御引立ノ事ニ有之」としており、朝廷奉仕には欠かせないものとして文武の教育を上げ、士族や庶民、そして年齢に関わらずに教育を受けられるような方針を掲げ、着手していることが見て取れる。磐城平藩の教育政策は版籍奉還が許可された後、新政府の政策に則り進められたと考察出来る。

その後、この佑賢堂及び中学校は廃藩置県まで続き、廃藩と時を同じくして廃校となつている。

また、磐城平藩の近隣に位置する湯長谷藩は平藩同様、明治二年に藩校である致道館の拡張を行い、泉藩では、明治三年に藩校汲深館の学則を定めている。この三藩の藩校は、「毎月一回左伝ノ輪読」として、交流を図っており維新以前にはあまり見られない、周辺藩の藩校同士の交流が見られるのが特徴といえる。同時期には、上総国の大多喜藩・鶴舞藩・久留里藩・一宮藩が連携して輪読会を行っているため、人材育成や教育の質の向上を図る目的で近隣諸藩と交流を持つ場を設けており、他藩や地方にも同様の事象があったのではないかと推察できる。

二 廃藩置県と藩校

(1) 廃藩置県以前に廃藩となった藩校

前章では版籍奉還に伴い教育改革を行った磐城平藩を取り上げたが、多くは明治四年(一八七二)七月の廃藩置県まで運営され、廃藩に伴い廃校となっている。ただ、明治四年以前に廃藩した藩が県へと変化していくなかで、藩校も県へ移管された例も見られた。盛岡藩や山形藩などがそれに該当している。

まず盛岡藩¹³では、元文五年(一七四〇)に御稽古所が置かれ、天保十一年(一八四〇)南部利済の時代に明義堂と名称をあらため、慶応二年(一八六六)に作人館となり藩士教育が行われた。維新後は、藩主である南部利恭も藩士の子弟たちと共に学んでいるが、明治三年七月十日に廃藩となり、盛岡県が発足する。このとき、作人館は廃校とはならず県に移管され「盛岡県学校」として、明治五年の学制発布まで存続している。

次に山形藩¹⁴では、享和二年正月の藩主水野忠鼎の時代に敬誼館が設置される。その後、弘化二年(一八四五)、遠江浜松から山形へ移封した水野忠精が立誠堂を創設し、文武教育の場となった。維新後の様子は明治三年九月二十八日の廃藩までの動向は不明であるが、水野忠精が近江国朝日山藩へ移され山形藩は県となった。その際、藩校立誠堂は山形県に移管されて、県直轄「官立学校立誠堂」「山形学校立誠堂」となり、官立の学校とされ職制も整備された。

教頭一人・教授三人・世話役三人・助教十人・胆煎十人と増加し、生徒数も四百人余となっていたようで、官立として経営内容も整備されたが、明治五年に廃止となった。

このことをふまえると藩が県になったからとは言え、新たな教育機関を設けるわけではなく、既存の機関をそのまま官立として運用することで、新政府が推進する教育制度の近代化へ向けた動きに沿って進められたと言える。しかし、後述する同年に出された「学制」公布とともに出された「旧藩県立学校廃止」の布達によって、これらの官立学校は廃止されたのである。

(2) 廃藩置県に伴って廃止された藩校

続いて、明治四年七月十四日に廃藩置県を迎えた諸藩の藩校運営のその後について調査していきたい。多くの藩は、廃藩置県を迎えて藩校も同様に廃校・廃館となっている。鶴岡藩の藩校であった致道館は廃校になったあと、明治七年旧致道館内に苗秀学校を設置し旧藩士の子弟たちを教育していたが、同九年には同所に山形県支庁や、明倫学校、女子教育場などが置かれる¹⁵など、様々な施設として使用されている。ただ、廃藩となったあとも教育機関として存続した旧藩校もいくつか存在した。ここでは旧一関藩、旧米沢藩、旧弘前藩の旧藩校について説明していく。

まず、一関藩における明治初年の教育方針を確認していきたい。同藩には、天明三年(一七八三)に藩校となる学館(後に教成館)が置かれる。こちらの詳細な分析は鈴木五助氏¹⁶が行っており、そち

らの先行研究に依拠してまとめたい。

一関藩は、戊辰戦争の影響により慶応四年（一八六八）から藩校教成館を休館としていたが、版籍奉還後の明治二年十二月、藩政改革により教成館を教成寮と改称し運営を再開した。この時、維新以前に兵事訓練のため設置された武館について、「劔槍等ノ技術ハ一人ノ私ニ属シ兵事ハ藩屏ノ任トナリ銃隊ヲ組織シタルヲ以テ文武合併ノ大体ハ自然分離シ武館ハ無用ニ属セリ」¹⁷としており、藩を守るために兵事が必要であり、今後その必要もなくなっていくため文武一体として行ってきた教育は分離し、武館は無用となる。としていて、時代に即した体制へと変化して運営されたことがわかる。

その後、廃藩置県を迎え一関藩が廃藩となり一関県となると、教成館も廃校となった。しかし、その後この教成館は、教育機関として運営がつづいていたようである¹⁸。

これについて一関県に置かれた一関学校は、明治五年六月に水沢県参事増田繁幸が出した論告七ヶ条の第三条にて郷学について言及しており、義聚学校設立について触れている。義聚学校設立は、同年正月二十日に水沢県から文部省宛に出された伺書で、元県に設置する学校の入費及び教師生徒の報告をするように達しがあり、元一関県に置かれた学校（閉校）を引き継いだ、これをそのまま県立として開校しても良いかというものであった。これについて、学校規則一般布行となるまで従前の通りと心得て開校してよいという許可が与えられた。これが一関学校であり、その後義聚学校と名称が変わり学制が布告されるまで存続することとなったのである。

次に米沢藩の教育政策についてである。同藩には明和・安永期の藩政改革で、安永五年（一七七六）に創設された藩校興讓館があった。戊辰戦争時には、兵革に従事するため、興讓館を屯所としたようである。そのため、明治二年正月に学校を補理再興し藩校運営を再開した。東北の諸藩のなかでは比較的早い段階での再開であったといえる。その後、同三年十一月には、読書・習字・算学の教員任命し、七、八歳以上の教育を行ったとされている。同四年には、他藩と同様に洋学の重要性から外国語学校を設立しようである。

しかし、七月には廃藩置県により米沢県となり米沢県となると、それに伴って興讓館も事実上の廃校となった。しかし、同年九月に学校の体裁を改革して四民一途人材教育の制度を設け、皇学・洋学・医学・筆学・数学など学ばせている。その後、小松村・小国町・宮内村・宮村・荒砥村に郷校を設置して、県内の教育制度を推進していった。同年十一月に米沢県を廃止して置賜県が置かれると、同五年参事に就任した本田親雄により洋学規則の改定、皇学ほか五科目の教員および皇学洋学の勤学生を廃止して、八月に「学制」が布告されると、十月に文部省から出された布達である「旧藩県以来引続キ外国教師雇入医学語学等中学」¹⁹の廃止により、外国語学校は廃校された。

続いて、弘前藩²⁰の動向を確認する。同藩は寛政八年（一七九六）に稽古館という教育機関を設けた。近世後期になると蘭学および洋学が学ばれ各地から学者を招聘し、軍事的な必要性から藩校内に蘭学堂が設けられ藩士の子弟ほか、町医者の子弟にも門戸が開か

れ運営されていた。維新以降は、明治三年二月弘前葉王院に寄宿寮を置いて和漢洋砲学などを学ばせる「弘前藩学校」と名称を改めた。明治四年四月には、藩主承昭による学事拡張が実施され、承昭は「文明開化ノ時ニ際シ益学事ヲ啓発セン」という考えのもと、他藩から英学教師を招聘し熱心な教育政策が見てとれる²¹。そして、漢英学寮敬応書院が弘前の最勝院に設置され、青森の蓮心寺に青森英学校とそれぞれ運営されたが、廃藩置県を迎え敬応書院が廃校となる。しかし、それ以外の教育機関は継続して授業が行われていた。これについては、次の章で説明していきたい。

以上三校は、廃藩置県後に至るまで、教育政策に比較的熱心である各知藩事、知県事のもとで教育方針を整え、維新後の時勢に合わせるように拡充し発展させていったことが特徴であると言える。そのため、廃藩後も廃校になることなく各県へ移管されて運営がなされていったと考えられる。しかし、明治四年十一月二十五日にだされた布告で「府県学校之義自今総テ文部省管轄ニ被仰付候條」²²として、府県学校は文部省管轄とするというものであり、府県の管轄ではなく政府の管轄下へと組み込まれることになり、教育機関としての性質も少しずつ変化していったのである。

そのため、一関学校の存続に関する同いものなかにもあったように、あくまで廃藩置県以降の教育制度については、新制度(学制)が布達されるまでの限定的なものであったと言える。

(3) 学制発布とそれに伴う対応

廃藩置県後、多くの藩校が廃校になったが、県立の学校として引き続き運営されているものも存在したのは前述の通りである。その後、明治五年八月三日に全国へ「学制」が達せられ、教育制度が一新されることとなる。学制は百九章(条)からなり、「大中小学区ノ事」「学校ノ事」「教員ノ事」「生徒及試業ノ事」「海外留学生規則ノ事」「学費ノ事」の六項について定めている。²³

そして、これとあわせて出されたのが、「旧藩県立学校廃止」²³の達しである。

府県ニ設ル学校ヲ廃ス附大学本部ニ中学ヲ設ク

文部省布達

今般被 仰付出候旨モ有之教育ノ儀ハ自今尚又厚ク御手入可有之候所従来府県ニ於テ取設候学校一途ナラス加之其内都合ノ儀モ不少依テ一旦悉令廃止今般定メラレタル学則ニ随ヒ其趣意ヲ汲ミ学校設立可致候事

但外国教師雇入有之場所ハ当省ヨリ出張地方官協議ノ上可及処分候條夫迄ノ処生徒教授向等不都合無之候様可取計尤当省出張ヲ不待学則ノ目的ヲ以テ成丈ヶ相運候様ノ事

「学制」発布により、これまでに府県に設けられていた教育機関は、一定の規則が設けられていたものではなく、今後不都合なことが少なからずあるため、全て廃止することとしたのである。また、外国教師を雇用している府県については、文部省の役人と協議して処分を行うこととするため、それまでは、生徒教授向等は不都合がないように取はかることとしている。

その後同年九月二十九日に、文部省が外国教師を雇用している府県の現状について伺を提出している。その伺いの中には、外国教師を雇用している府県については、旧藩県が雇用し多額の費用を費やしており、多くの教員を雇用し科目も「不軌不同」であつて、生徒の成業に伴つておらず、今回「学制」が定められたことで「万般一範ニ帰シ学校ノ規模教科ノ順序等」や諸入費支給についても全国均一にしなければいけない。そして、府県で運営されていた「諸学校其仮差置候テハ特リ学科ノ不規則ノミナラズ費用上ニ於テモ偏重ノ弊」であり「教育広普ノ御趣意不相貫」として、廃止するのがよいとしている。そのため、雇われていた外国教師については条件によつてその進退を決めるのがよいとしている。

ただ、その続きとして「前書(府県立学校一執筆者)学校ノ内地方人民私財ヲ以保護ノ道相立候分ハ其教則等検査ヲ加ヘ其仮差置可申奉存候」と書かれている。これは、それぞれの地方で私財によつて経営可能であれば、その教則の検査を行つて運営してもよいとすることが提案されている。これについては、十月十日に文部省から達せられた布達にも同内容の記載があつたため、それぞれの条件を満たした「学制」頒布前に創設された府県学校については存続され、それ以外は、旧藩県以来継続して外国人教師を雇い入れ、医学や語学などで学ばせていた場合、全て廃止し、新設される中学校で雇入れが出来るように達せられた。

そのため、前提としては庶民男女関係なく平等の教育を受けさせるために、それまで府県で経営されていた学校については一旦廃止

となつたが、外国教師を独自に雇用して運営がなされていた府県の学校については、私財にて雇用継続を願い出た場合教則などの検査を行えば、そのままとするとしており、ここから私立学校として存続する、学校もあつたのである。

そのため、旧米沢県の外国語学校は廃校となり、青森県が経営していた弘前漢英学校などは廃校に追い込まれることとなつたが、旧弘前藩主である津軽承昭は、旧藩校を私塾として存続させていくことを提言し、明治五年に東奥義塾が創設され、かつて藩立であつた旧藩校が私塾として存続していったのである。

一方、「学制」にもとづき全国には小学校が設立されたが、準備の一つとして、校舎の確保があげられる。このことについて、多和田真理子氏は、小学校設立にもなつた校舎の確保について筑摩県の事例をもとに検討を加えている。筑摩県では新築が三割で、そのほか旧民家や廃寺、旧舞台などを校舎に転用していたことを指摘している²⁴。このことをふまえて教育機関として機能していた藩校が小学校として使用される例について調査をすすめていくと、棚倉藩の藩校を校舎としていたことが分かつた。

棚倉藩²⁵には松平家が治めていた時代(天保七年―慶応元年)に青藍塾(文)、程校場(武)の二校が設けられ藩士やその子弟たちの教育機関として発展する。その後、十三代康英が川越へ転封された際に、藩校も移された。

松平家の後、慶応三年には同じく白河藩から転封となつた阿部家が棚倉藩へ入つたのだが、翌年には戊辰戦争となり、新たな教育機

関を設けている余裕はなかった。しかし、明治二年六月十九日版籍奉還で棚倉藩知藩事となった正功は、八月二十九日に藩校の仮施設となる修学所を北一御門内馬見所へ設置し、九月二日に白河藩主在任時代に設立した藩校修道館を棚倉へ設けた。翌年には分校として、川上村、埴村(以上二村、現埴町)、寺山村(現棚倉町)、菊多郡窪田町、上遠野町(以上二町、現いわき市)に設置されたとされている。教科用書、諸規則は白河藩校時代と同様とされ、廃藩置県を迎える明治四年まで藩士や平民の子弟たちが学んだ。

明治四年七月十四日の廃藩置県で棚倉藩が棚倉県となると、修道館も廃館となった。しかし、明治五年に学制が頒布されると、修道館で座学を担当していた田村素軒が初代校長となり、藩校講堂跡を校舎として修道小学校(明治五年十二月一六年十月まで)を立てた。そして、明治六年十月に棚倉小学校と改称し、明治七年七月十日に男子校であった棚倉小学校の移転に伴って、同所には棚倉女子小学校が置かれ、明治十年に棚倉小学校と合併するまで使用されている。以上のことをふまえると、棚倉藩では版籍奉還以降に校舎を設け、藩士や庶民子弟の教育を行っていたが、廃藩置県で藩校が廃館となった。これは多くの藩と同様といえるが、学制の頒布により小学校の設置が急務となったため、校舎の確保が必要とされることとなる。しかし、棚倉の場合は、藩校の校舎自体が明治以降に設けられたこともあり、そのまま転用されたのだと考えられる。こういったケースが、他の藩校(特に明治以降に設置された藩校)にもあるかもしれないが、こちらの調査は今後の課題としたい。

おわりに

明治維新により、様々な制度や体制、組織が変化していった。これは、中央政府だけではなく、全国に置かれた諸藩も同様である。新たな地方制度によって、幕藩体制は解体され、藩が府や県へ変化していく過程で、教育制度も大きく一新されていったのである。

なかでも東北地方の諸藩は、戊辰戦争後の戦後処理や復旧が急がれ、政府としては教育制度の整備を検討していたのだが、思うようにいかず藩県にそれは一任されることとなった。

そのため、それまで藩が運営していた藩校を基本として、当該期の時勢から学ばれる科目も洋学や皇学などを採用する藩が増加し、これは、版籍奉還が許可された後の明治二年十二月前後に改革を行った藩が多かったためと考えられる。その後、廃藩置県を迎え藩が県へと変わったとしても県は旧藩の藩校を受け継ぎ運営する県もあった。

しかし、文部省が設けられると府県立の教育機関は府県ではなく、文部省管轄となり、翌年の「学制」発布によって、府県立学校の廃止が達せられ、近世以来続いた旧藩校がすべて廃止されることとなり、近代教育制度がスタートしていったのである。ただ、旧弘前藩の藩校を基盤として、青森県が経営していた弘前漢英学校については東奥義塾として名称を変更し私塾として存続していったのである。本稿においては、明治五年前後における東北地方の藩校を中心に

分析を行ってきたが、そのほかの教育機関である郷校や家塾が新制度での変革の有無はどうであったのが疑問に残る。

調査をしていくなかでも維新を迎え土族だけでなく、庶民教育にも重点をおき、相馬藩や一関藩などでは、郷学を創設して土族、庶民の隔てなく門戸を開き教育を行っている藩もあった。

そして、東北以外の地域における、教育機関の変容なども調査し、比較検討を加えていく必要があると考えられる。当該期の東北は戊辰戦争により荒廃していたため、新政府もこの地域の復旧に注力していたことが伺える。その場合、全国諸藩と比較すると特殊であることも考えられるのだ。これは、明治二年に出された府県における小学校設置が達せられた際に東北では一ヶ所も設置されることはなく、郷学の設置も諸藩に委任されていたことが理由である。そのため、別の地域の府県や藩も調査を行っていく必要があると考えられる。

以上の調査検討については、今後の課題としたい。

注

1 近世期における藩校研究としては、笠井助治氏が『近世藩校の総合的研究』をはじめ全国を網羅しつつ詳細な調査分析をおこなっている。近年では、諸藩の個別研究や自治体史において、藩校及び藩学の成立や教育内容、組織などを藩政改革との関連性が明らかにされており、合わせて諸藩教育や思想形成など、それによってもたらされた影響などが分析され論じられている。本稿はこのような先行研究の成果に依拠しまとめていくこととする。

2 地方制度の先行研究については、千田稔氏・松尾正人氏「明治維新研究序説―維新政権の直轄地―」（開明書院、一九七七年）を画期とし、松尾正人氏の『廃藩置県―中公公論社一九八六年、同『廃藩置県の研究』ほか、府県制については奥田晴樹氏「府県の創設」（明治維新史学会編『講座明治維新3 維新政権の創設』有志舎、二〇一二年）などがある。

3 慶応四年三月十二日学習院開講「太政類典草稿・第一編・慶応三年」明治四年・第百二十五巻・学制・学制第一、請求番号…太00019100、慶応四年三月十九日学習院開講「太政類典・第一編・慶応三年」明治四年・第十九巻・官制・文官職制五」請求番号…太00023100、ともに国立公文書館所蔵

4 明治元年六月十三日医学所開成所ヲ収ム「太政類典・第一編・慶応三年」明治四年・第十九巻・官制・文官職制五」請求番号…太00019100、明治元年六月二十九日鎮台府昌平学校ヲ興復ス「太政類典・第一編・慶応三年」明治四年・第百十六巻・学制・教員及属員」請求番号…太000116100、国立公文書館蔵

5 明治元年九月十六日皇学所及漢学所ヲ設ク「太政類典草稿・第一編・慶応三年」明治四年・第二十一巻・官制・文官職制七」請求番号…太000221100、国立公文書館蔵

6 明治二年二月五日府県施政順序ヲ定ム「太政類典・第一編・慶応三年」明治四年・第六十九巻・地方・地方官職制三」請求番号…太00069100、国立公文書館蔵

7 明治二年三月二十三日諸府県二小学校ヲ設ケ教育ノ道ヲ施行セシム「太政類典・第一編・慶応三年」明治四年・第百十七巻・学制・学制二」請求番号…太000117100、国立公文書館蔵

8 相馬藩が明治三年に開設した郷校は、広業館（宇多郷）、彰義校（北郷）、経善館（中郷）、明彝館（小高郷）、明倫館（北標葉郷）、興徳館（南標葉郷）、飯樋館（山中郷）の七か所である。福島県教育センター『福島県教育史』第一巻、一四三頁。

- 9 『国史大辞典』 吉川弘文館。
- 10 会津藩校である日新館ほか、表2で幕末に機能していた藩校のほとんどが軍事兵事訓練の教育の場とされていた。
- 11 前掲注6。
- 12 詳細については、『日本教育史資料集』1 文部省、大石学編『近世藩制・藩校大辞典』吉川弘文館、『福島県史』第三巻、第四巻。『国史大辞典』吉川弘文館
- 13 詳細については、『日本教育史資料集』1 文部省、大石学編『近世藩制・藩校大辞典』吉川弘文館、『青森県史』通史編2、二〇一八年、第九章第四節及び第十章第四節、『国史大辞典』吉川弘文館。
- 14 詳細については、『日本教育史資料集』1 文部省、大石学編『近世藩制・藩校大辞典』吉川弘文館、『国史大辞典』吉川弘文館。
- 15 社団法人荘内文化財保存会『史跡庄内藩校致道館』一九七一年。
- 16 鈴木五助「藩校・教成館と一関の教育」『修紅短期大学紀要』第二八号、二〇〇七年。
- 17 前掲注16「一関沿史談 教成館」。
- 18 前掲注16。
- 19 明治五年十月十日文部省第三十五号布達「府県并旧藩県外国教師雇入等ノ学校ヲ廢シ更ニ学制ニ從ヒ設立セシム附八大学区本部ニ中学ヲ設ク・附官員出張并府県学事ニ用ル定額廃止及ヒ教師吏員費用製限」『太政類典・第二編・明治四年』明治十年・第二四十五卷・学制三・学校」請求番号…太00468100、国立公文書館蔵
- 20 詳細については、『日本教育史資料集』1 文部省、大石学編『近世藩制・藩校大辞典』吉川弘文館、『青森県史』通史編2、二〇一八年、第九章第四節及び第十章第四節、『国史大辞典』吉川弘文館。
- 21 『日本教育史資料集』1 文部省、弘前藩の項目。
- 22 明治四年十一月十三日府県学校總テ文部省管轄「太政類典・第二編・明治四年」明治十年・第二四十五卷・学制三・学校」請求番号…太00468100、国立公文書館蔵
- 23 明治五年八月三日文部省第十三号布達「府県并旧藩県外国教師雇入等ノ学校ヲ廢シ更ニ学制ニ從ヒ設立セシム附八大学区本部ニ中学ヲ設ク・附官員出張并府県学事ニ用ル定額廃止及ヒ教師吏員費用製限」『太政類典・第二編・明治四年』明治十年・第二四十五卷・学制三・学校」請求番号…太00468100、国立公文書館蔵
- 24 多和田真理子「学制」にもとづく小学校設置における校舎の確保―筑摩県の事例より」『相模女子大学紀要』社会系、Vol.77C、二〇一三年。
- 25 詳細については、『日本教育史資料集』1 文部省、大石学編『近世藩制・藩校大辞典』吉川弘文館、『国史大辞典』吉川弘文館。棚倉藩の藩校の整理は主に『福島県教育史』第一巻、資料編第七集（主に佐藤三男「幕末から明治初期の棚倉藩・他」）を参照。
- 〔付記〕本稿は、二〇一九〜二〇二二年度 科学研究費助成事業「教育政策における政策終了メカニズムに実証研究」（基盤研究（c））、課題番号19K02790の研究成果の一部である。

明治維新时期における藩校運営の移行過程に関する一考察

— 東北地方の藩校を中心に —

佐藤 愛未

A Study on the Transition Process of Clan School
Management during the Meiji Restoration

Megumi Sato